

# 令和6年度

## 知事が行う公共事業評価に関する実施計画

### 目 次

	頁
1 趣旨 .....	1
2 基本的な考え方 .....	1
3 政策評価の対象 .....	1
4 政策評価の単位 .....	1
5 政策評価の実施方法 .....	1
6 政策評価結果の反映及び活用 .....	3
7 長崎県公共事業評価監視委員会の意見及びその活用 .....	3
8 政策評価に関する情報の公表 .....	3
9 関係資料の保存 .....	3
10 長崎県公共事業評価監視委員会の運営 .....	3
11 留意事項 .....	4
12 実施に係る細目 .....	4
別表1 公共事業評価にかかる国の各事業所管省庁の通知 .....	5
別表2 各所管省庁の再評価対象事業及び実施時期 .....	6
別表3 国土交通省所管公共事業の事後評価対象事業 .....	7
別紙「様式1」 事業評価調書[新規要求公共事業] .....	8
別紙「様式2」 再評価対象事業一覧表 .....	9
別紙「様式3」 事後評価対象事業一覧表 .....	10
別紙「様式4」 再評価対象事業の対応方針一覧表 .....	11
別紙「様式5」 事後評価対象事業の対応方針一覧表 .....	12

# 令和6年度

## 知事が行う公共事業評価に関する実施計画

### 1 趣旨

長崎県政策評価条例（平成18年長崎県条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事が行う令和6年度の公共事業評価に関する実施計画を定める。

### 2 基本的な考え方

効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政の実現を図るためには、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等に適切に対応し、限られた財源等の行政資源の有効活用と施策の重点的な展開を図ることが必要である。

したがって、公共事業の評価に当たっては、長崎県総合計画（以下「総合計画」という。）をはじめとする各種計画、長崎県「新」行財政改革プラン、県議会での議論及び、監査委員や包括外部監査の意見・指摘等を踏まえながら、公共事業評価にかかる国の各事業所管省庁の通知（別表1）に準じ、事業を巡る社会経済情勢の変化、費用対効果分析、受益者や地元団体等の意向、コスト縮減や代替案等について検証・検討を行い、評価するものとする。

### 3 政策評価の対象

基本方針第2の2の2-1（3）に規定するとおり、公共事業の箇所を対象とし、評価を行うものとする。

### 4 政策評価の単位

原則として国の各事業所管省庁の通知（別表1）に準ずる公共事業の事業箇所を評価単位とする。

### 5 政策評価の実施方法

#### 5-1 実施機関が行う政策評価

##### （1）評価の観点

基本方針第2の2の2-2（1）に規定する評価の観点（必要性、効率性、有効性等の観点）に沿って、以下のとおり評価を行うものとする。

##### 《必要性》

事業を実施する必要性があるか、人口減少など事業を巡る社会経済情勢等（の変化）や、地域特性を踏まえ、中長期的な観点で整理されたものとなっているかなどについて評価するものとする。

また、県民生活に密接に関わっているか、地元（受益者、地方公共団体等）の意向に沿ったものとなっているかなどについて評価するものとする。

### 《効率性》

投入した（する）行政資源（例えば予算など）に対する便益や事業効果が適切なものとなっているか、コスト縮減や代替手法等がないかなどについて評価するものとする。

また、地元や関連部局等の連携及び調整が適切に実施されているかなどについて評価するものとする。

### 《有効性》

事業の優先度や重要度が高いものとなっているか、事業効果の発現状況が効果的なものとなっているかなどについて評価するものとする。

以上のほか、継続事業箇所重点的実施による早期完成という緊急性の観点など、公共事業箇所の特性に応じて、適宜、評価に必要な観点を設定して評価を行うものとする。

## （２）評価調書等の作成

実施機関は、政策評価を行うときは、基本方針第２の２の２ - ２（２）の規定に基づき、以下に定める評価調書等を作成するものとする。

### 《評価調書》

事前評価：事業評価調書〔新規要求公共事業〕・・・（別紙「様式１」）

新規事業箇所として、国に対して要求するときに、当該事業（箇所）について事前評価を行う場合には、「様式１」の評価調書を作成する。

途中評価：事業評価調書〔再評価対象事業一覧表〕・・・（別紙「様式２」）

事業採択後、一定期間が経過した時点で未着工の事業や、長期にわたり行っている事業などについて、各所管省庁の再評価対象事業及び実施時期（別表２）に該当する事業について評価を行うときには、「様式２」の評価調書を作成する。

事後評価：事業評価調書〔事後評価対象事業一覧表〕・・・（別紙「様式３」）

事業継続中に再評価を実施した事業のうち、国土交通省所管公共事業の事後評価対象事業（別表３）に該当する事業について評価を行うときには、「様式３」の評価調書を作成する。

なお、平成１９年度より本格実施としたが、県民へよりわかりやすく説明できる評価手法の検討をさらに進めていく。

## 5 - 2 知事の諮問に対する長崎県公共事業評価監視委員会（附属機関）の評価

本年度は、実施機関が行う途中評価及び事後評価について、長崎県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、調査審議させるものとする。

## 6 政策評価結果の反映及び活用

実施機関は、評価結果について、当該事業に適切に反映させるものとし、同種事業の企画立案や見直し、予算編成などに活用するものとする。

## 7 長崎県公共事業評価監視委員会の意見及びその活用

実施機関は、諮問に対する委員会からの意見について、これを尊重して、事業の対応方針を決定し、「様式4.5」により各委員へ報告する。また、事業の実施や手法等の見直しなどに活用するものとする。

## 8 政策評価に関する情報の公表

実施機関は、評価に関する情報（評価調書や評価の結果に関する情報をはじめ、委員会議事要旨等）について、県民にとって分かりやすい内容、容易に入手できる方法で適時に公表し、県民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

## 9 関係資料の保存

実施機関は、事後評価を実施した事業については、事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、当該事業の評価に関する資料及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するに当たって必要となった関係資料等を、保存するものとする。

事後評価を実施しなかった事業については、「事後評価を実施した事業」に準じて保存することを基本とする。

## 10 長崎県公共事業評価監視委員会の運営

### （1）会議の公開

- 1）委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

長崎県情報公開条例（平成13年3月23日長崎県条例第1号）に規定する情報に該当すると認められる事項についての調査審議を行う場合

長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）に規定する個人情報についての調査審議を行う場合

その他委員会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

- 2) 委員長は、会議の非公開について、前項の基準に基づき、委員会に諮って決定するものとする。
- 3) 前項の規定により、会議を公開しないことを決定したときは、委員長はその理由を明らかにしなければならない。

## (2) 傍聴する場合の手続き等

- 1) 委員会の傍聴を希望する者は、委員会の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って委員会の会場に入室しなければならない。
- 2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。
- 3) 傍聴の定員は、委員長があらかじめ定めるものとする。
- 4) 報道機関の記者等については、前三項の規定は適用せず、委員長の許可を得た上で、会場に入室させることができる。

## (3) 議事の公表

委員会の議事要旨は原則として公表するものとする。ただし、委員会の議事に関する情報のうち、長崎県情報公開条例（平成13年3月23日長崎県条例第1号）に規定する事項及び長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）に規定する個人情報など法令に規定するものについては、公表しないことができるものとする。

### 1.1 留意事項

評価調書の作成をはじめ、評価に関する情報の作成（公表資料の作成）に当たっては、県民に対して公開することを念頭に置いて、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めるものとする。

### 1.2 実施に係る細目

この実施計画の定めるもののほか、公共事業評価の実施に必要な事項については、別に定めることができるものとする。

## 別表 1

## 公共事業評価にかかる国の各事業所管省庁の通知

	通達の名称（通達日等）
1	水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定についての一部改正について （平成 30 年 3 月 30 日付 29 水港第 2728 号 水産庁長官）
2	農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について （平成 30 年 3 月 28 日付 29 生畜第 1264 号 29 農振第 2211 号 生産局長 農村振興局長）
3	農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領の一部改正につ いて （平成 30 年 3 月 28 日付 29 生畜第 1264 号 29 農振第 2211 号 生産局長 農村振興局長）
4	林野公共事業の事業評価実施要領の制定について （平成 12 年 3 月 13 日付 12 林野計第 73 号 林野庁長官） 最終改正：令和 3 年 2 月 19 日
5	国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について （平成 30 年 3 月 30 日付 国官総第 287 号 国官技第 305 号 国土交通事務 次官）

### 各所管省庁の再評価対象事業及び実施時期

区分	水産庁関係事業		農林水産省関係事業		林野庁関係事業		国土交通省関係事業	
	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期
水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定についての一部改正について (平成30年3月30日付 29水港第2728号 水産庁長官) (ただし、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金に係る事業については、水産関係公共事業に準じるものとする。)	農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領の一部改正について (平成30年3月28日付 29生畜第1264号 29農振第2211号 生産局長 農村振興局長)		林野公共事業の事業評価実施要領 (平成12年3月13日付 12林整計第73号 林野庁長官) 最終改正: 令和3年2月19日		国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について (平成30年3月30日付 国官総第287号 国官技第305号 国土交通事務次官)			
未着工	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択(事業費の予算化)後5年間未着手(用地手続き、工事未着手)の事業	事業採択後5年目の年度末まで
長期継続	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後、5年間(交付金の要素事業については10年間)を経過した時点で継続中の事業。なお、交付金の要素事業については、5年間経過した時点で再評価の必要性の判断	事業採択後5(10)年目の年度末まで
							交付金の要素事業において、事業採択後、6年から9年目で再評価の必要性があると判断される事業( )	事業採択後6~9年目の年度末まで
							交付金の要素事業については、予定事業実施期間が5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込みの事業( 1 )	事業採択後5年目の年度末まで
準備・計画							準備・計画段階で5年間が経過している以下の事業 着工準備費が予算化された地域 高規格道路、連続立体交差事業等 実施計画調査費を予算化したダム事業	予算化後5年目の年度末まで
再評価後	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年間(交付金の要素事業となる下水道事業は10年間)経過した事業( 1 )	再評価実施後5(10)年目の年度末まで
							再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業	変更前の工期または事業費を超過する前年度末まで
その他	漁業情勢の急激な変化等により見直しの生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	適宜
	当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外	

摘要 交付金とは、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金をいう。

( ) 平成25年度新規以降の事業に適用する。

別表 3

国土交通省所管公共事業の事後評価対象事業

1 対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する補助事業（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の要素事業を含む。）のうち、維持・管理・修繕、災害復旧、河川工作物関連応急対策に係る事業を除く全ての事業とする。

2 実施する事業

事後評価を実施する事業は、事業継続中に再評価を実施した事業のうち、以下の事業とする。

全体事業費が10億円以上で、事業完了後5年が経過した事業のうち、事後評価を一度も実施していない事業

事業の実施主体が事後評価を実施する必要があると判断した事業

3 事後評価の実施時期

事後評価の実施時期は、事業完了から5年が経過する年の年度末までとする。また、実施主体が事後評価を実施する必要があると判断したときに実施する。

事業種別と事業完了の定義

事業種別	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全域において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した地点
砂防事業等 (地すべり、急傾斜地崩壊対策を含む)	砂防事業：全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点 地すべり、急傾斜地崩壊対策事業：区域における一連の対策事業が終了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
道路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅等整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地等整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点



# 事業評価調書(新規要求公共事業)

< 様式1 >

評価対象事業名			
長崎県総合計画上の位置づけ	戦略 施策 事業群		

作成年月日	令和	年	月	日
事業所管	部 班		(内線)	課
課(室)長名				

## 1. 事業の概要

事業概要	< 事業の主な実施内容 >			
	< 国の主な採択基準 >			
< 負担区分 > (%)		国	県	地元
			< 県費の継ぎ足し > <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

## 3. 令和 年度新規要求箇所

no.	事業箇所名	市町村名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

## 2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	
---------	--



## 令和 年度 事後評価対象事業一覧表

令和 年 月 日作成

整理番号	事業計画						該当基準	事後評価の評価項目	
	事業名 / 施設名	事業箇所	事業概要	工期		事業費 (億円)			
				着工	完了				
- 1	事業 /	市	m m	H	H	億円	再評価実施 全体事業費 10億円以上 事業完了後 5年	費用対効果の選定の基礎となった要因の変化	
								事業の効果の発現状況	
								事業実施による環境の変化	
								社会経済情勢の変化	
								対応方針(原案)	
								当該事業に係わる対応方針 (今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性)	同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)
- 2	事業 /	市	m m	H	H	億円	再評価実施 全体事業費 10億円以上 事業完了後 5年	費用対効果の選定の基礎となった要因の変化	
								事業の効果の発現状況	
								事業実施による環境の変化	
								社会経済情勢の変化	
								対応方針(原案)	
								当該事業に係わる対応方針 (今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性)	同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)



## 令和 年度 事後評価対象事業の対応方針一覧表

令和 年 月 日作成

整理 番号	事業計画						事後評価 理由	
	事業名 施設名	事業箇所	事業概要	工 期		事業費 (億円)		
				着工	完了			
- 1	事業	市	m m	S	H		事業完了後 5年	対応方針(原案)
								委員会の意見
								対応方針の決定
- 2	事業	市	m m	S	H		実施主体が 必要と判断	対応方針(原案)
								委員会の意見
								対応方針の決定